

## 財団法人日本ハンドボール協会 表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、日本ハンドボール協会の表彰について必要な事項を定め、ハンドボールの普及と発展に貢献した個人、団体を表彰し、その功績に報いるとともに、今後に於けるハンドボールの一層の発展に資することを目的とする。

### (表彰)

第2条 会長は、次の各号の一つに該当するものを表彰する。

- (1) 本協会及び加盟団体に於いて、長年にわたり役員としてハンドボールの組織化及び発展に尽力した者。
- (2) ハンドボール競技の指導者として長年にわたり指導育成をしてきた者で、現在も活動中の者。
- (3) 本協会が主催、共催、主管する全国大会に於いて、著しい功績のあったもの。
- (4) オリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会又はこれに準じる国際大会に於いて優秀な成績をあげたもの。
- (5) ハンドボール界の発展のため、積極的に協力しているもの。

### (再表彰)

第3条 一度表彰された者で満10年を経過したものは、再度表彰を受けることができる。

### (表彰の方法)

第4条 表彰は表彰状を授与して行い、副賞を添えるものとする。

### (表彰の時期)

- 第5条 表彰は毎年次により行う。ただし、会長が必要と認めたときは、随時又は別にさだめる日に行うことができる。
- 2 関係する各種大会の開会式の時に行う。
  - 3 各都道府県協会の行事の時に行う。

### (候補者の推薦)

- 第6条 第2条に定める表彰に該当すると認められるものがあるときは、その事績を精査して会長に推薦するものとする。
- 2 第2条に定める候補者については、本協会又は加盟団体が、別に定める様式により推薦を行うものとする。
  - 3 加盟団体による推薦候補者は、原則として1名とする。

### (提出書類)

- 第7条 前条に定める推薦又は内申をする場合は、表彰候補者に係わる次の各号に掲げる書類で、会長が指定するものを添付しなければならない。
- (1) 推薦書・申請書
  - (2) 功績調書
  - (3) 履歴書
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

### (被表彰者の決定)

第8条 被表彰者は、日本ハンドボール協会表彰委員会を開いて審査し、理事会の議を経て決定するものとする。

### (構成)

- 第9条 表彰委員会は、会長及び次の職にあたるものをもって構成する。
- (1) 副会長
  - (2) 専務理事

### (3) 常務理事

(付議手続)

第10条 審査の議案は、事務局長が整理のうえ提出するものとする。

(運 営)

第11条 表彰審査委員会は、会長を委員長として会務を統括し、表彰委員会を代表する。

2 委員長事故あるときは、委員長の指名する委員が職を代行する。

3 表彰審査委員会は、委員長が招集する。

(内 規)

第12条 この表彰規程の施行についての内規は、常務理事会の議決を経て別に定める。

付 則

1 この規程は平成10年4月1日より施行する。

2 平成16年6月5日一部改正。

## 財団法人日本ハンドボール協会表彰規程に関する内規

(目 的)

第1条 本協会表彰規程第12条の定めるところにより、本協会表彰規程の内規を設け、細部を規定する。

(推薦基準)

第2条 表彰規程第2条に定める受賞資格は、次のとおりとする。

(1) 第1項の「役員としてハンドボールの組織化及び発展に尽力した者」とは

1) 本協会及び加盟団体で規定する役員(各委員会委員、職員を含む)とする。

2) 満60歳以上で現役役員でない者とする。

(2) 第2項の「ハンドボール競技の指導者として長年にわたり指導育成をしてきた者」とは

1) ハンドボールの指導者又は審判の指導者で、満60歳以上の者とする。

(3) 第3項の「全国大会に於いて、著しい業績のあったもの」とは

1) 全国大会において3回連続して優勝したチーム及び指導者。

2) 同一年度内の異なる全国大会で3回以上優勝したチーム及び指導者。

(4) 第4項の「国際大会に於いて優秀な成績をあげたもの」とは

1) オリンピック大会、世界選手権大会及びこれに相当する大会で入賞した選手及び指導者。

2) アジア選手権大会等に於いて上位入賞の成績をあげた選手及び指導者。

(5) 第5項の「ハンドボール界の発展のため、積極的に協力しているもの」とは

1) ハンドボール発展に積極的に協力している企業等。

2) ハンドボール発展のため、多額の金品等を寄附したものの。

3) その他、会長が特に功績顕著であると認めたもの。

付 則

1 この表彰規程の内規は、平成16年6月5日より施行する。